

農林水産物・食品の輸出促進 及び支援について

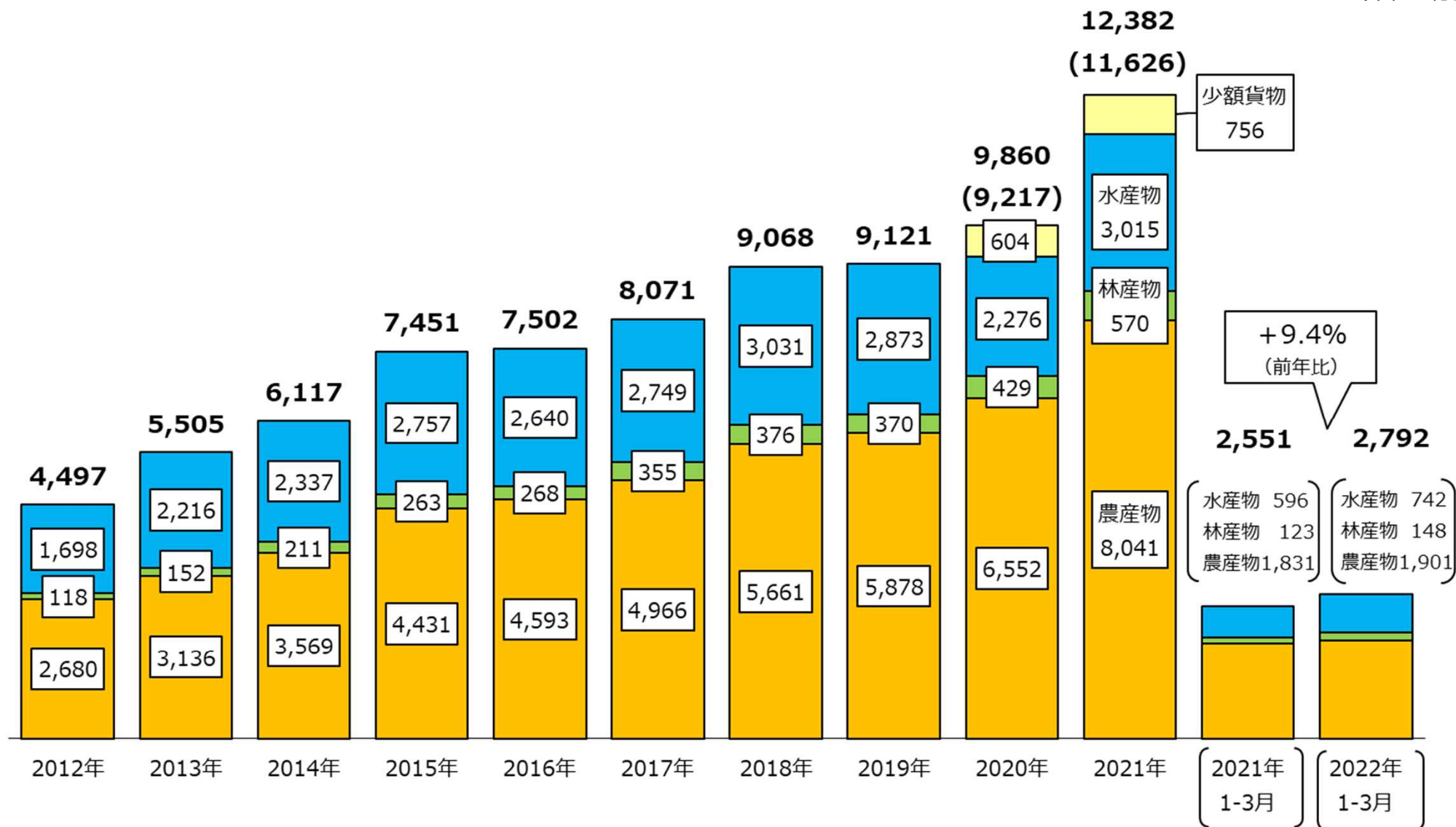
令和4年5月26日



関東農政局
北陸農政局

農林水産物・食品 輸出額の推移

(単位：億円)



※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成
 ※2020年の(9,217)は少額貨物及び木製家具を含まない数値
 2021年の(11,626)は少額貨物を含まない数値
 ※財務省「貿易統計」確々報公表に基づき修正済み

(参考) 2021年の農林水産物・食品 輸出額 品目別



品 目		金 額 (百万円)	前年比 (%)
農 産 物	加工食品	459,502	+22.9
	アルコール飲料	114,668	+61.4
	日本酒	40,178	+66.4
	ウイスキー	46,152	+70.2
	焼酎（泡盛を含む）	1,746	+45.4
	ソース混合調味料	43,533	+19.1
	清涼飲料水	40,570	+18.8
	菓子（米菓を除く）	24,422	+29.8
	醤油	9,143	+21.7
	米菓（あられ・せんべい）	5,637	+24.4
	味噌	4,448	+15.7
	畜産品	113,923	+47.7
	畜産物	87,243	+46.7
	牛肉	53,679	+85.9
	牛乳・乳製品	24,390	+9.8
	鶏卵	5,867	+27.9
	豚肉	2,013	+14.5
	鶏肉	1,295	▲ 37.2
	穀物等	56,025	+9.8
	米（援助米除く）	5,933	+11.6
	野菜・果実等	56,950	+28.0
	青果物	37,658	+28.3
	りんご	16,212	+51.5
	ぶどう	4,629	+12.4
	いちご	4,061	+54.4
	かんしょ	2,333	+13.1
	もも	2,322	+24.1
	ながいも	2,314	+8.7
	かんきつ	1,101	+60.3
	なし	961	+25.9

品 目		金 額 (百万円)	前年比 (%)
	その他農産物	117,875	+8.6
	たばこ	14,553	+2.5
	緑茶	20,418	+26.1
	花き	8,509	▲ 26.3
	植木等	6,931	▲ 34.3
林 産 物	切花	1,344	+65.7
	林産物	57,021	+32.9
	丸太	21,070	+29.0
	製材	9,789	+44.9
	合板	7,524	+35.4
水 産 物	木製家具	5,444	+37.4
	水産物（調製品除く）	233,562	+39.4
	ホタテ貝（生鮮・冷蔵・冷凍等）	63,943	+103.7
	ぶり	24,620	+42.6
	さば	22,025	+7.7
	かつお・まぐろ類	20,413	+0.1
	真珠（天然・養殖）	17,078	+124.6
	いわし	7,445	▲ 3.9
	たい	5,042	+33.4
	さけ・ます	3,572	▲ 9.3
	すけとうたら	1,997	+20.1
	さんま	635	+15.2
	水産調製品	68,004	+13.4
	なまこ（調製）	15,515	▲ 14.4
	練り製品	11,258	+8.4
	ホタテ貝（調製）	8,078	+73.9
	貝柱調製品	5,967	▲ 16.6

※財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成

品目別の状況（1-12月）

輸出額の増加が大きい主な品目

品目	増加額（増加率）	主な増加要因
ホタテ貝	+325億円（+104%）	中国、米国等の外食需要の回復や米国内の生産量減少の影響による単価上昇に加え、主産地の北海道での生産が順調で生産量が増加したこと等による数量増加
牛肉	+248億円（+86%）	米国等の外食需要が回復したことに加え、小売店向けやEC販売が好調
ウイスキー	+190億円（+70%）	世界的な知名度向上により、中国等向け単価の上昇や欧米向けの家庭内需要の増加
日本酒	+160億円（+66%）	小売店向けやEC販売の増加に加え、中国、米国等の外食需要の回復
真珠	+95億円（+125%）	新型コロナウイルスの影響で香港の展示会が中止されたことに代わり、直接取引が進行
青果物	+83億円（+28%）	春節時期が例年より遅く、りんご、いちご等の春節需要が2月上旬まで続いたことや、台湾におけるりんごの贈答用や家庭内需要が増加
ぶり	+74億円（+43%）	米国において、外食需要の回復により、冷凍ぶりフィレを中心に2020年落ち込んだ輸出需要が回復
ソース混合調味料	+70億円（+19%）	小売店向けやEC販売の増加に加え、アメリカ、EU向けを中心に外食需要が回復

輸出額の減少が大きい主な品目

品目	減少額（減少率）	主な減少要因
植木等	▲ 36億円（▲ 34%）	イヌマキの主要な輸出先である中国向けの輸出に必要な検疫条件設定について中国側の対応の遅れ
なまこ（調製）	▲ 26億円（▲ 14%）	香港における会食需要の減少により、高級食材である干しなまこの需要が減少
魚油	▲ 22億円（▲ 42%）	海上運賃の高騰の影響により、チリ向けを中心に輸出が減少
貝柱調製品	▲ 12億円（▲ 17%）	香港における会食需要が減少したこと、2020年は在庫を香港向けに多く輸出したことから、減少が大きい。
鶏肉	▲ 8億円（▲ 37%）	鳥インフルエンザ発生による輸出停止により、手羽、もみじの輸出が減少

国・地域別の状況（1-12月）

輸出額の増加が大きい主な国・地域

国・地域	増加額	主な増加品目
中国	+579億円	ホタテ貝、アルコール飲料、丸太
アメリカ	+491億円	アルコール飲料、ぶり、牛肉
台湾	+264億円	りんご、ホタテ貝、アルコール飲料

輸出額の減少が大きい主な国・地域

国・地域	減少額	主な増加品目
チリ	▲ 21億円	魚油
ロシア	▲ 7億円	アルコール飲料、インスタントコーヒー
米領サモア	▲ 3億円	かつお・まぐろ類

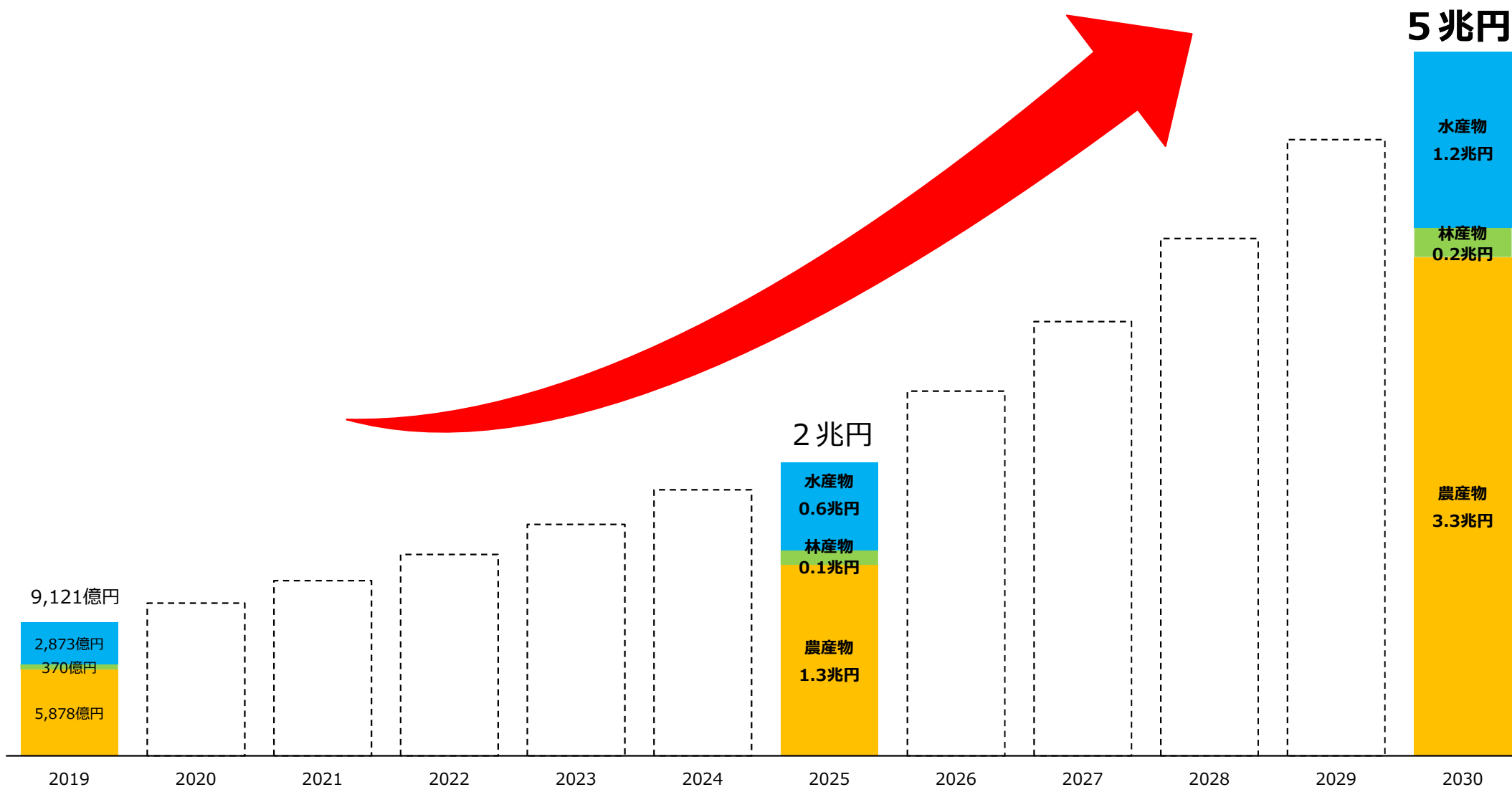
政府の輸出促進政策



- 2019年11月、輸出先国による食品安全規制等に対応するため、輸出先国との協議等について、政府一体となって取り組むための体制整備等を内容とする、「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」が成立（令和2年4月1日施行）。
- 食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、**2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標**を設定。
- 経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）において、中間目標として、**2025年までに農林水産物・食品の輸出額を2兆円とする目標**を設定。
- 2020年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において2025年、2030年目標の達成に向けた戦略である「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を決定。
- 2021年12月、総理大臣を本部長とする「**農林水産業・地域の活力創造本部**」において「**農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略**」を改訂し、輸出促進法等の改正など施策の方向を決定。
- 2022年5月、品目団体認定制度、認定輸出事業者に対する支援の拡充、民間検査機関による輸出証明書の発行などの仕組創設のための「**農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律**」一部改正。
- 2022年5月、内閣官房長官を議長とする農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議において、改正輸出促進法の速やかに実行するための輸出実行戦略改訂案取りまとめ。

新たな農林水産物・食品の輸出額目標

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。



農林水産省農林業局 / Food, Agriculture, Forestry and Fisheries Bureau, Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries.
※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略（R 3 年12月改訂）について

戦略の趣旨

- 2025年2兆円・2030年5兆円目標の達成は、海外市場で求められるスペック（量・価格・品質・規格）の産品を専門的・継続的に生産・販売する（＝「マーケットイン」）体制整備が不可欠

改訂の概要

- 輸出拡大実行戦略フォローアップ（R 3 年5月）で掲げた具体的な対応策などを踏まえ、R 4 年度に実施する施策、R 5 年度以降の実施に向け検討する施策について、その方向性を決定

3つの基本的な考え方と具体的施策

1. 日本の強みを最大限に発揮するための取組

- ①輸出重点品目(28品目)と輸出目標の設定
- ②重点品目に係るターゲット国・地域、輸出目標、手段の明確化
- ③品目団体の組織化とその取組の強化
- ④輸出先国における専門的・継続的な支援体制の強化
- ⑤JETRO・JFOODOと品目団体等の連携
- ⑥日本食・食文化の情報発信

2. マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者の支援

- ⑦リスクを取って輸出に取り組む事業者への投資の支援
- ⑧マーケットインの発想に基づく輸出産地・事業者の育成・展開
- ⑨大ロット・高品質・効率的な輸出等に対応可能な輸出物流の構築
- ⑩輸出を後押しする農林水産・食品事業者の海外展開の支援

3. 政府一体となった輸出の障害の克服

- ⑪輸出先国における輸入規制の撤廃
- ⑫輸出加速を支える政府一体としての体制整備
- ⑬輸出先国・地域の規制やニーズに対応した加工食品等への支援
- ⑭日本の強みを守るための知的財産対策強化

4. 新たな取組を実現するための法制度の見直し

- ⑮輸出促進法やJ A S法の改正
- ⑯輸出拡大に関連した植物防疫法の改正
- ⑰金融・税制による幅広い支援



農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の概要

1. 輸出促進法の改正

(1) 農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の認定制度の創設

- 輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定し、支援する制度を創設する。
- 認定団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定などの業務を行う。
 - ※ J E T R Oによる援助の努力義務、F A M I Cによる規格策定への協力、食品等流通合理化促進機構による債務保証等の支援措置を講じる。

(2) 認定輸出事業者に対する支援の拡充

輸出事業計画について国の認定を受けた輸出事業者に対する支援措置を拡充する。

- ① 輸出に対応する制度資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）
 - 〔※ 施設整備のほか、施設整備を伴わない長期運転資金や海外子会社への転貸等も対象〕
- ② 農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）
 - ※ 転用可否の要件に変更なし（手続の簡素化）

(3) 民間検査機関による輸出証明書の発行

輸出証明書を速やかに発行できる体制を整備するため、国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設する。

2. 日本農林規格等に関する法律の改正

- ① JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加する。
- ② 登録認証機関の有する事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関に提供される仕組みを導入する。

3. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の改正

センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力業務を追加する。

輸出拡大実行戦略に基づく金融・税制による支援措置

新たな取組を実現するための法制度の見直し（金融・税制による幅広い支援）

新たな制度資金の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、新資金を創設し支援内容を拡充することで、輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押し。

現在の資金 （農林水産物・食品輸出促進資金制度）

- 流改資金、HACCP資金を流用しているため、輸出事業のすべてをカバーできていない。
- 対象は、原則施設整備に限定。
- 償還期限は、15年以内。



農林水産物・食品輸出基盤強化資金（仮称）

- 輸出促進を目的とした独立の資金。
- 長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にし、対象を拡大し、多様なニーズに対応。
- 償還期限は、25年以内に拡充。

税制上の特例の創設

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押し。

輸出促進法の改正を前提に、同法の認定輸出事業者が、一定の輸出事業用資産の取得等をして、輸出事業の用に供した場合には、

- ① 機械装置は30%、
- ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%の割増償却を5年間行うことができる措置を講ずる。
（所得税・法人税）

※特例の適用には一定の要件あり

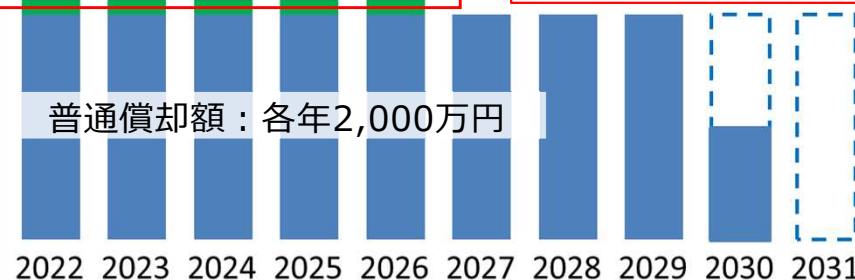
特例の適用イメージ

※2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合

割増償却額：各年600万円

普通償却額：各年2,000万円

5年間の減税分696万円※を輸出拡大の活動資金として活用できる。



※696万円 = 600万円/年 × 法人税率（23.2%） × 5年

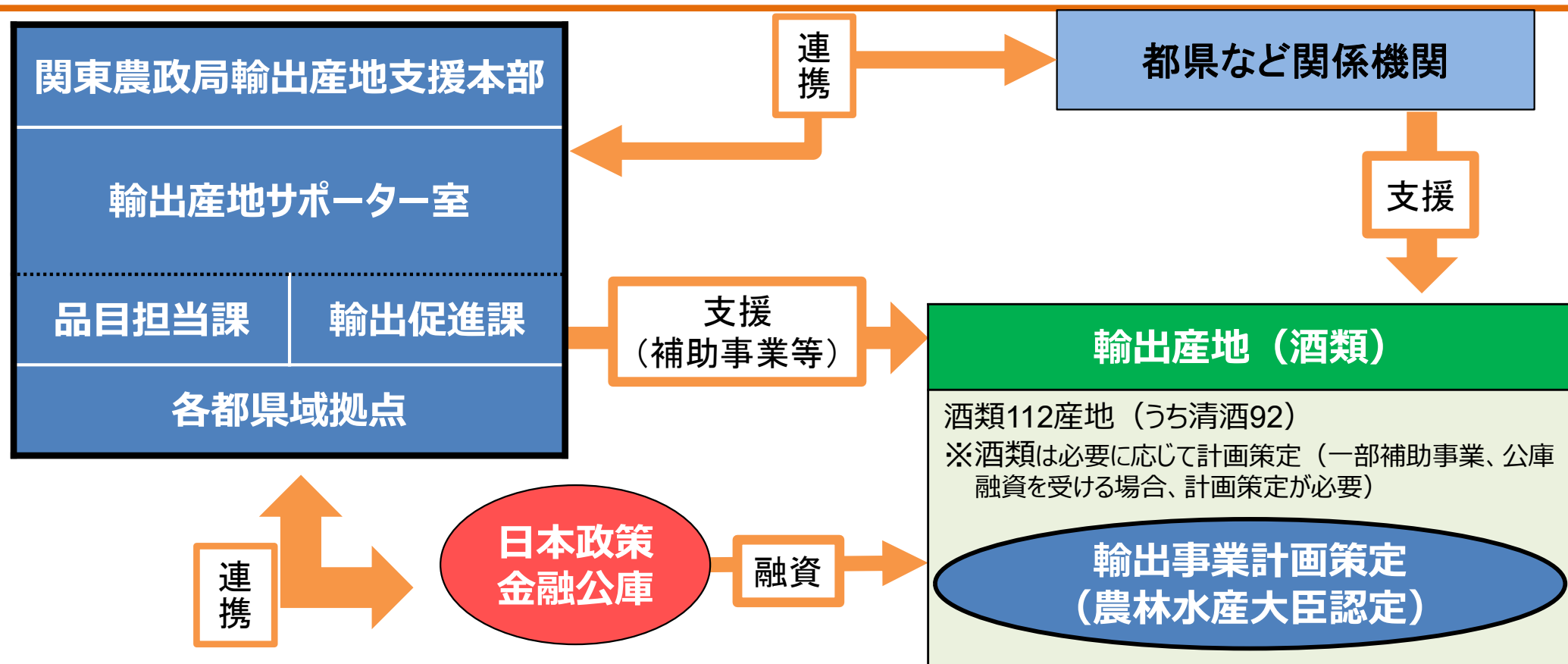
輸出拡大実行戦略に基づく輸出産地・事業者への「輸出事業計画」の策定等支援

輸出事業計画とは

- **輸出促進に基づき**、我が国で生産された農林水産物又は食品の輸出のための取組を行う者は、単独で又は共同して、農林水産物又は食品の輸出の拡大を図るためこれらの生産、製造、加工又は流通の合理化、高度化その他の改善を図る事業に関する計画を作成し、**農林水産大臣に提出して、その認定を受ける**ことができます。（法第三十四条より）

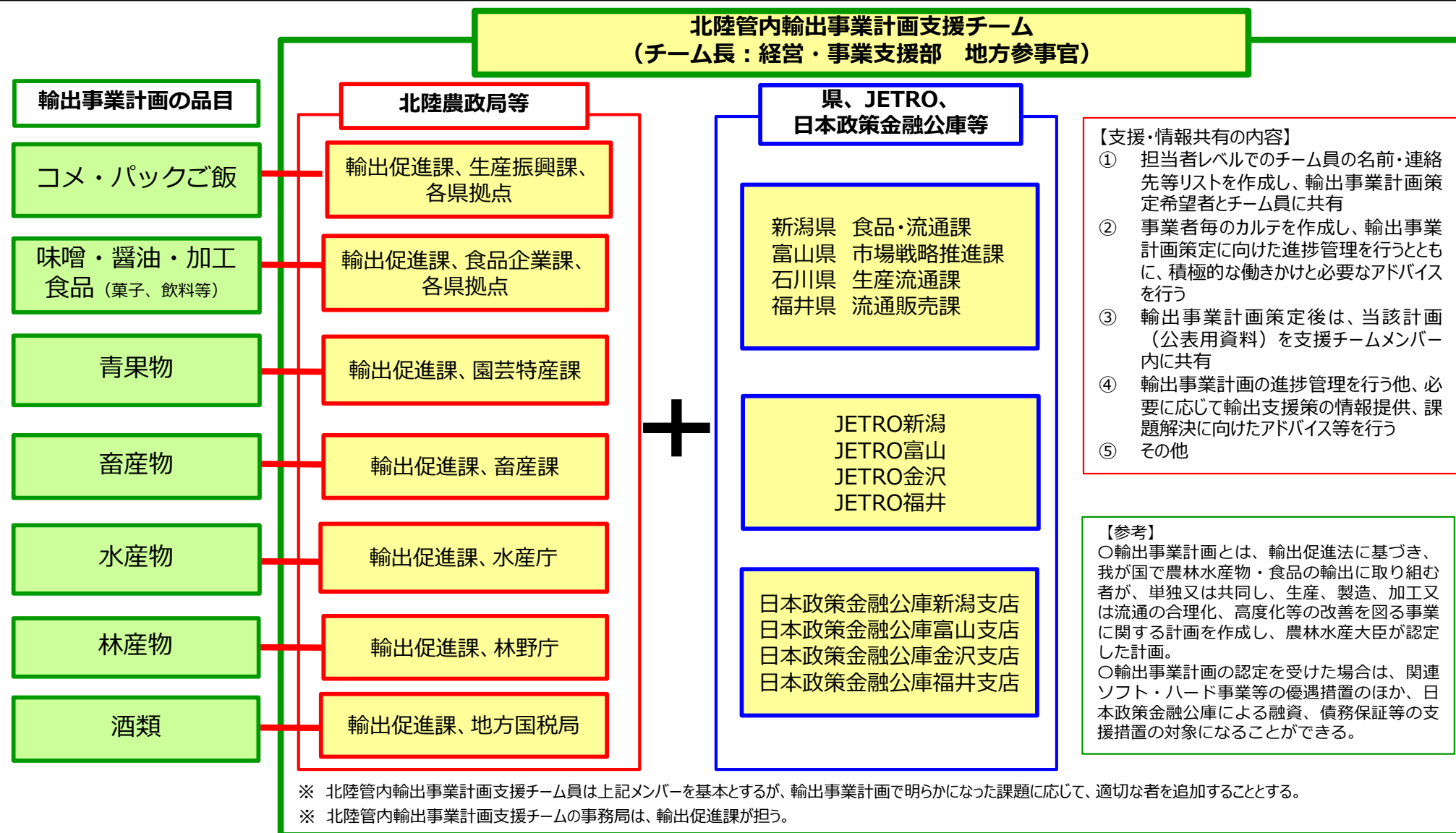
※輸出事業計画の認定を受けた者に対しては、**国の関係機関、JETRO、都道府県、専門家等からなる支援チームを組み、継続的・一元的なサポート**を行います。

関東農政局における輸出産地支援体制（酒類）



北陸農政局における輸出事業計画策定者等に対する支援体制

- 北陸農政局管内の輸出事業計画策定予定者及び策定事業者（支援チームによる支援を希望する場合に限る。）に対する支援体制は、以下のとおり。
- 輸出事業計画策定希望者より、輸出事業計画の策定意向が示された場合、輸出促進課は、担当で構成される支援チーム員の名簿・連絡先等を整理し、当該事業者とチーム員に支援チーム員リストを共有する。



2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和4年度予算概算決定額 10,787 (9,908) 百万円】
（令和3年度補正予算額 43,291百万円）

<対策のポイント>
5兆円目標の実現に向けて、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化 【35億円】 (1) マーケットインによる海外での販売力の強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の輸出力強化に向けた取組を支援 - J E T R O・J F O O D Oが行う、品目団体等と連携した販路開拓や戦略的プロモーション等を支援 - 主要な輸出先国・地域において、J E T R O海外事務所を活用し、在外公館等と連携してプラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を専門的かつ継続的に支援 - 海外料理人の育成や日本産食材サポーター店の拡大、海外消費者等に対する情報発信等を通じた日本食・食文化の魅力発信を支援 (2) 食産業の海外展開の後押し - 食産業の海外展開を促進するため、官民協議会を通じた海外展開への支援、実践的な海外展開ガイドラインの策定等を実施	2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し 【14億円】 (1) 輸出産地の育成・展開 - 輸出産地サポーター等を活用した輸出産地の育成、輸出産地による輸出事業計画の策定や実行の取組を支援 - G F Pを活用した、輸出産地サポーターの活動強化、輸出産地を海外市場と繋げる地域輸出商社等の輸出事業者の育成等を実施 - 輸出リスクに対応し、融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援 (2) 地域産業の強みを活かした加工食品の輸出の取組支援 - 地域の食品産業を中心とした多様な関係者が参画した地域食品産業連携プロジェクト（L F P）を構築して行う、社会的課題解決と経済的利益の両立を目指した持続可能な新たなビジネスモデルの創出を支援
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【59億円】 (1) 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 - 政府間交渉に必要となる情報・科学的データの収集・分析、輸出先国が求める植物検疫上の要求事項を満たすための体制構築等を実施 (2) 輸出手続の円滑化、利便性の向上 - 研修等による実務担当者能力向上、人員の増強や検査機器の導入、輸出証明書の発行場所の拡大に向けた体制整備等を支援 (3) 生産段階での食品安全規制への対応強化 - 輸出施設のH A C C P等認定、畜水産物モニタリング検査、インポートトランス申請、国際的認証取得・更新等を支援 (4) 輸出向け施設の整備 - 食品産業に対する輸出向けH A C C P等対応施設の整備を支援 - コンソーシアム（畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する事業共同体）が取り組む、畜産物の流通構造の高度化等に必要な施設の整備等を支援 (5) 知的財産の流出防止、侵害対策 - 海外での品種登録、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入による審査協力体制の構築、海外での防衛的許諾、加工品等のG I登録等を支援、相手国における我が国G Iの不正使用等の監視を強化	

5兆円目標に向けた更なる輸出拡大を目指す

2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」の実施

【令和 3 年度補正予算額 43,291百万円】

<対策のポイント>

5 兆円目標の実現に向け、官民一体となった海外での販売力の強化、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し、省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1 品目別輸出目標の達成に向けた官民一体となった海外での販売力の強化【90億円】 (1) オールジャパンでのマーケットイン輸出の取組強化 - 品目団体が輸出重点品目についてオールジャパンで行う海外販路開拓・市場調査等の早急な輸出力強化に向けた取組を支援 - 品目団体と連携した、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる重点的・戦略的プロモーション、民間事業者等による海外販路の開拓・拡大の取組を支援 - コメ・コメ加工品の海外需要の開拓等を支援 - 日本食・食文化の情報発信等を実施 (2) 海外での輸出支援体制の確立 - 主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所と在外公館等が連携した輸出支援プラットフォームを立ち上げ、輸出事業者を支援する体制を整備 - 有望な海外市場への物流・商流づくりなどの戦略的サプライチェーンの構築を支援 - 輸出を牽引する現地小売・飲食店や輸入商社等と連携した日本産食材等の販路拡大等の取組を支援 等	2 マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者の後押し【94億円】 (1) 輸出産地・事業者の育成・展開 - GFPを活用した、輸出事業計画の策定・実行や輸出産地サポーターの取組強化を通じた輸出産地の育成、規制・ニーズに対応した地域の特色ある加工食品の開発・改良等を支援 - 輸出に取り組む事業者等へのリスクマネーの供給を支援 (2) 一貫したコールドチェーンによる輸出物流の構築 - 輸出物流ネットワーク構築に向けた環境調査、地方の港湾・空港も活用した最適な輸送ルートのためのモデル実証、設備・機器導入等を支援 (3) 畜産物輸出コンソーシアムの推進 - 畜産農家・食肉処理施設等・輸出事業者で組織するコンソーシアム（事業共同体）が取り組む、商流の構築や輸出先国の求めに応えるための取組等を支援 等
3 省庁の垣根を超えた政府一体となった輸出の障害の克服等【249億円】 (1) 輸出促進に向けた環境整備 - 製品仕様の変更に伴う経費、輸出施設の HACCP 等認定加速化、インポートトレランス申請、畜産物モニタリング検査、コメ・コメ加工品の輸出に必要な規制対応等を支援 - 加工食品の国際標準化対応や我が国の規格認証の普及等、輸出先国ニーズの対応に向け、食品産業の課題解決の取組を支援 (2) 輸出先国の規制や需要に対応した加工施設等の整備 - 加工食品等の輸出拡大に必要な製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備を支援 - 農産物等の輸出拡大に必要な集出荷貯蔵施設、コールドチェーン対応型の卸売市場等の整備を支援 - 大規模な水産物流通・生産の拠点での共同利用施設・養殖場等の一体的整備を支援 - 畜産物の輸出拡大を目的とした食肉処理施設の再編等を支援 (3) 日本の強みを守るための知的財産対策の強化 - 海外での品種登録・育成者権侵害対策、品種登録審査に必要な栽培試験施設の整備を支援 (4) その他 - 木材製品等の国際競争力強化に向け、経営者育成や輸出先国のニーズに対応した製品・技術開発、販売促進活動や重点プロモーション活動等を支援等	

【農林水産物・食品の輸出に関するご相談のお問合せ先】

農林水産省は、農林水産物・食品の輸出をサポートするため、輸出先国・地域の輸入規制や日本政府の輸出証明書の発行手続等についての相談を一元的に受け付ける相談窓口を開設しております。
お気軽にご相談ください。

- 農林水産省輸出・国際局 輸出支援課（輸出相談窓口） TEL 03-6744-7185
- 関東農政局経営・事業支援部 輸出促進課 TEL:048-740-3791 FAX:048-740-0081
メール：yusyutsu_soudan_kanto@maff.go.jp
- 北陸農政局経営・事業支援部 輸出促進課 TEL：076-232-4233 FAX：076-232-4178
メール：yusyutsu_seisan@maff.go.jp

【GFPのご紹介】



農林水産省では、輸出に意欲を持った生産者、事業者の方々へのサポートと、連携を図るためのコミュニティサイトを形成しております。

主な支援内容：無料の輸出診断、コミュニティサイトでの事業者間の交流の促進、輸出商社のご紹介、交流会・セミナーの開催、輸出関連情報の発信等

GFPによる支援の内容やコミュニティサイトの詳細、登録については、以下URLよりご確認ください。

GFPコミュニティサイト <https://www.gfp1.maff.go.jp/>

GFPに関するお問合せ先：農林水産省GFP事務局 TEL: 03-6744-7172
メール：gfp@maff.go.jp

登録は無料です